

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 5 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案第 4 5 号 平成 2 3 年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約について

追加日程第 2 議案第 4 6 号 平成 2 3 年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負変更契約について

2 出席議員は次のとおりである (17 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
9 番	森 本 明	10 番	殿 井 堯
11 番	坂 上 東洋士	13 番	新 家 弘
14 番	西 弘 義	15 番	中 山 進
16 番	竹 本 和 泰	17 番	亀 井 次 男
18 番	森 谷 信 哉		

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

1 番	増 谷 憲	10 番	殿 井 堯
-----	-------	------	-------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	坂 上 泰 司
建設環境部長	前 守	福祉保健部長	中 島 詳 裕
総務課長	田 代 定 昭	企画財政課長	林 孝 茂
教育委員長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	三 角 治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	山 本 泰 司	書 記	福 本 光 宏
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9 時 3 0 分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また説明員は、町長ほか12名であります。

○議長（中山 進）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次一般質問を許可します。

……………通告順6番 1番（増谷 憲）……………

○議長（中山 進）

1番、増谷憲君の一般質問を許可します。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。私は、今回4つの問題を取り上げさせていただきますが、順次行わせていただきます。

まず最初に、生活保護行政について質問いたします。

政府は、生活保護費のうち生活費に当たる生活扶助を、今後3年間かけて670億円削減しようとしています。このうち580億円がデフレを理由としています。受給世帯の96%が影響を受け、そして試算によれば最大10%を削減される世帯も出てくるとなっています。中でも一番影響を受けるのが、子育ての真っ最中の世帯と言われています。

さて、2009年10月、政府は初めて貧困率を公表いたしました。2011年7月の発表によりますと、国民の16%が貧困と出ています。1人暮らしで224万円が標準的な可処分所得で、この半分未満、つまり112万円以下が貧困層となります。この貧困は、この中央値の50%未満というのが世界的な基準になっています。今、日本では2,040万人もいると言われています。

さて、09年の生活保護者は176万人、1.8%であります。2040万人も貧困者がいるのに、176万人しか生活保護を利用できていない、貧困者の8%しか利用できていないのが現状であります。さらに年収200万円以下が1,000万人を超えています。貯蓄ゼロ世帯が全世帯の40%、基礎年金の受給額が40年間、平均月1万5,000円の保険料を納めても6万6,000円しかもらえない。生活扶助額にも及ばない年金であることが問題であります。有田川町では、平成23年の数字で見ますと、生活保護世帯は79世帯、全世帯の0.79%しかありません。また受給者は84人で、大体2万8,000人を人口といたしますと0.3%の方しか受給

されていません。そのうち71歳以上が62%を占め、41歳から70歳が36%、40歳以下が2%となっており、そのうち単身世帯は94%となっています。有田川町は3級地-2なので、単身世帯で生活扶助額は3万7,123円となります。仮に生活扶助額を10%削減すると、3,712円下がり3万3,411円となります。こういう状況から、そこで伺いますが、まず生活保護制度の目的と、この制度によって立つ根拠はどこから来ているかお答えをいただきたいと思います。

2つ目に、政府がなぜこれまでにないような大幅な生活扶助への基準額を引き下げようとしているのでしょうか。また、引き下げることへの認識はいかがでしょうか。

3つ目に、生活保護扶助基準が引き下がりますと、福祉や医療制度におけるさまざまな制度が受けられる基準にしているのが生活保護の扶助基準であります。これらの関係で影響を受ける制度はいかがでしょうか。

4つ目に、例えば3級地-2で夫38歳、妻35歳で2人とも無職、10歳と7歳の小学生で、住宅加算だけで他の扶助は受けないものとした場合で、生活保護基準額は幾らになるでしょうか。

5つ目に、生活保護基準の引き下げでさまざまな制度に影響が出て、町民に負担がふえることになれば、町でその分負担していただけるのでしょうか。

6つ目に、町長は県の町村会長でもありますから、政府に対して引き下げを行わないよう声を上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。これが第1問であります。

次に2つ目の問題、保育行政のことについて伺います。

町内の保護者から、上の子が保育所へ行っていたが、下の子どもができるのと退所してくださいと言われて退所した事例、なぜ預けられないのでしょうか。また、ほかにも預けたいが、働いていないと預けられないと言われたなど、今までになかった事例が出てきています。全国的な調査では、待機児童の81.4%はゼロ歳から2歳ですが、有田川町でもことしの1月1日時点での待機児童は、吉備中央保育所でゼロ歳で2人、1歳で1人、金屋第二保育所で1歳で1人、金屋第三保育所で1歳で1人となっています。これは流動いたしますが、しかし、幾つかの状況が出ています。しかし、他の保育所への希望を出せば入園できる条件もあるのではないかと思います。ゼロ歳から2歳の入園希望者は全員入園できない状況にあると聞いていますが、基本的に保育に欠けるという状況になっておりますが、今後の児童の推移も考え、また少子化、人口が減少している中で希望者全員が入園できるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、全員入園できない状況として、環境整備の問題も挙げられるのではないのでしょうか。正規保育士と非常勤保育士の人数が約半々という状況にありました。また、保育士が足りない状況にあります。最近、非常勤保育士を募集したとお聞きしておりますが、希望どおりの人数が集まらなかったと聞いています。実際に町内において保

育に必要な保育士数は何人と見ておられるのでしょうか、お答えをいただきたいと思いますし、また直近の正規の保育士数と非常勤等の保育士数はどれぐらいになっているかお答えいただきたいと思います。

さて、正規保育士増員の問題についてであります、ことしも3人採用していただきましたが、退職される方もあります。保育士は専門職であり、責任の重い職種でありますから、非常勤保育士ではなく正規保育士の採用で対応すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に3つ目の問題に移ります。町道の橋梁やトンネルの補強についてであります。

今、東南海・南海地震を想定して、国道や県道の橋梁やトンネルの長寿命化対策が行われています。2012年の資料では、全国で市町村の15メートル以上の長寿命化修繕計画の策定率が27%と出ておりました。県下でも既に策定している市町村が幾つかありますが、日高川町の事例で見ますと、日高川町では426の橋があって、そのうち15メートル以上の橋が114、そして50年経過しているものが11の橋、それが20年後には42の橋が50年経過した橋になるとしています。そして、これらの対策を講じるとしています。有田川町の場合、河川数から考えますと、町道にかかる橋梁の数はかなりあると思われます。また、トンネルについてはどのように把握されておられるのか。そうなりますと、今後どのように対策が全体的にとられているのかが問われてきます。そこでまず第1点目として、町道にある何メートル以上の橋梁を対象にして、その総数とトンネルの数はどのくらいありますか、お答えをいただきたいと思います。

第2点目として、橋梁やトンネルについて建設時から相当年数がたっていて、対策を講じなければ危険であるというような箇所の調査の状況についてはいかがでしょうか。

第3点目として、緊急に橋梁とトンネルを補強しなければならない数はどうでしょうか。

第4点目として、今後の具体的な補強の計画と概算事業費財源についてであります。平成24年度当初予算に、昨年であります、橋梁長寿命化修繕計画策定事業として300万円予算化して修繕計画を策定しています。そして、道路局所管補助事業採択基準では、地方道の橋梁老朽化等の対策事業に係る補助については、平成26年以降は地方公共団体が策定する橋梁の長寿命化のための計画に基づくものに限っていたり、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと円滑な転化を支援するために、長寿命化修繕計画策定事業費制度に基づき、ことしの当初予算で測量費として3,200万円を組んでいます。今後何年かけてやっていかれるのか、また概算事業費とその財源構成を示していただきたいと思います。

最後の質問に移ります。新型輸送機オスプレイのオレンジルートへの飛行問題についてであります、防衛省は3月5日、突然四国から和歌山県にかけて設定されてい

る、いわゆるオレンジルートで低空飛行訓練を行うと関係自治体に通知しました。この問題を受けて、仁坂知事も説明がなく納得できないと怒りの声を上げました。既に沖縄では、昨年10月にオスプレイが配備されて以来、住宅密集地を避けることとした日米合意などなかったかのように密集地の上空を我が物顔で飛び回り、深夜10時以降などの夜間飛行訓練、重さ3トンものコンクリートブロックをつり下げて運ぶ訓練など、戦地を想定した異常な訓練が繰り返されると言われています。オスプレイの配備はなぜだめなのか。それはオスプレイの任務が、前進拠点や中間移送を要さずに幹線から離陸し、迅速な人員、装備及び補給物資を陸地の前線戦闘区域と移送することであり、低空飛行で飛ぶのは遠征地における海上または陸上地点からの運用、強襲支援及び航空退避のためであると明記されております。日本の防衛とは何の関係もないからであります。

そしてもう一つは、余りにも多い墜落事故であります。アメリカでは、82年にオスプレイの開発が始まってから今日までの30年間にわたり、オスプレイの安全性や欠陥をめぐる議論が続いていますが、オスプレイが開発研究者で墜落事故を繰り返していた時期に、既に沖縄への配備計画があったと言われています。96年の沖縄に関する特別行動委員会最終報告に、普天間基地オスプレイの配備を盛り込んでいましたが、日本政府がアメリカが配備することをこの段階で隠し続けるために明記しないよう働きかけ、その後今日まで知らないと言っていた経過があります。

さて、昨年末の沖縄県の調査では、実に飛行の6割が日米合意に反していました。ところが、政府はいまだにこの合意違反を認めることさえしておりません。こういう市政へどうして国民の命や安全を守ることができるのでしょうか。さて、和歌山県下には山間地域などでドクターヘリが活躍し、県民の命を救う大きな役割を果たしていますが、オスプレイの低空飛行が行われれば、ドクターヘリの飛行にも大きな影響が出て県民の命を守れなくなります。オスプレイの低空飛行訓練を中止し、配備を撤回するよう関係機関に申し入れるべきではありませんか。これこそが町民の安全に責任を持つ町長の任務であると考えます。そこで伺いますが、オスプレイについての認識についてであります。

第2点目として、町村会長としての立場にある町長に、飛行する旨の連絡があったのかどうかお聞きしたいと思います。

第3点目として、今後このことも含めて飛行中止と配備の撤回を求めるよう関係機関へ働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。増谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、生活保護制度の目的とその制度の根拠はどこから来ているのかという御質問であります。これは日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の度合いに応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度であります。

政府が生活扶助の基準を引き下げる理由、引き下げへの認識はどうかという御質問であります。生活保護は、資産・能力や他の法律による援助や扶助など、その他あらゆるものを生活に活用しても、なお最低生活の維持が不可能なものに対し適用されることを原則としております。国では、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直し、総合的に取り組むとともに、年齢、世帯人員、地域格差による影響の調査、物価の動向の勘案、必要な激変緩和措置の実施等の生活保護基準の見直しを行うこととしております。生活扶助基準についても、年齢、世帯人員、地域格差による影響を調整、平成20年以降の物価の動向を勘案することとし、平成25年8月から3年程度をかけて段階的に実施するとしております。最近の新聞報道にもあるように、生活保護の不正受給、年金生活世帯などとの逆さや現象等を目にとると生活保護のあり方については、見直さざるを得ないと考えております。3日ほど前の新聞でありますけれども、11年度の不正受給者、件数にして3万5,568件、金額で173億1,299万円が11年度に不正受給をされたと載っております。

また、生活基準が引き下がると非課税限度額との関係等で影響する制度はどうかということでお尋ねでありますけれども、個人住民税の非課税限度額等については25年度は影響はない、26年度以降の税制改革において対応、非課税限度額を参照にしているものは26年度以降の税制改革を踏まえて対応するとのことであります。このほかに就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等への影響が考えられますが、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本とするとされています。

4番については、担当部長より答弁をさせます。

次に5番目、生活保護基準の引き下げでさまざまな制度に影響が出て、町民に負担がふえることになれば、その分町は負担できるのかという御質問でありますけれども、さきにも述べたように、国では保護基準の見直しにおいてさまざまな制度に影響が及ばないようにすることを基本的な考えとしています。仮に町民負担がふえる事案が出た場合、制度仕組みを十分検討する中で判断をしてみたいと思います。

6番目、政府に対して引き下げないよう声を上げてほしいということであります。生活保護制度は、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することに起因しています。生活様式の変化、地域性、経済の動向等を総合的に勘案しての制度であると確信しております。ただ適用面でさまざまな問題を抱えていることも承知しておりますが、私としては国の動向を注視してみたいと思います。

次に、保育所問題について、保育行政についての御質問がありました。

入園希望者が全員入園できるように配慮していただきたいということでもありますけれども、通常の入所希望者には面談の上、保育に欠ける乳幼児、児童は全員入所できるように配慮をいたしました。

次に、実際に必要な保育士の数はということでもありますけれども、各保育所ごとに算出した必要保育士数は町全体で76.75人です。24年度においては、我が町では正規保育士数59名、非常勤保育士数54名、臨時職8名です。

それから、正規保育士の増員を求めますという御質問でもありますけれども、正規保育士が不足しているのが現状ですけれども、町財政と職員数の関係性から確保できていないのが実態です。ちなみに全国平均では、公立保育所で働く非正規保育士は53.5%となっております。定員管理計画では、基本補充することになってはいますが、保育需要を勘案の上、今後は適正な数の保育士の確保を行っていきたいと考えております。

次に、町道の橋梁やトンネルの補強についてのお尋ねがありました。

まず第1点目に、旧町別に町道にある橋梁数とトンネル数はどれだけですかというお尋ねでございます。橋梁数は旧吉備町では182橋、旧金屋町では240橋、旧清水町では264橋となっております。合計で686橋です。トンネルは、旧吉備町、旧金屋町ではありませんが、旧清水町で3カ所あります。

今後の具体的な補強計画のお尋ねがありました。橋梁については、平成21年度より進めてまいりました橋梁の点検及び橋梁長寿命化修繕計画が今年度完了して、平成25年度より予防的な補修対策工事を順次実施する予定です。トンネルについては、中央自動車道笹子トンネル崩落事故を受け、昨年12月11日に危険度の調査を行いました。異常は確認できませんでした。現在、緊急に修繕しなければならない橋梁、トンネルはございません。

次に、今後の具体的な補強計画と概算事業費、財源を示してくださいということがあります。橋梁の概算事業費は、橋梁長寿命化計画ができ次第優先度を決定し算出しますが、現在のところ平成25年度から29年度までの5カ年で33橋、5億円の事業費を予定しています。詳細については詳細測量・設計後に決定をしたいと思います。財源は国土交通省の防災安全社会資本整備交付金事業、合併特例債を予定しております。トンネル、橋梁についても防災安全交付金事業が新たに設立され、予防保全事業に適用されることとなっており、事前に危険度が軽減できるように点検、検査を行い、防災安全交付金事業を活用したいと考えております。

次に、オスプレイの問題がありました。オスプレイについての認識はどうかということでもありますけれども、このオスプレイというのは非常に過去に何度も事故を起こして、非常に危険な軍用機であるという認識は持っております。また、このオレンジルートの飛行する旨の連絡がありましたかという御質問でもありますけれども、これ県にも、もちろん町村会、この有田川町はルート上にはないんですけれども、ルー

ト上にある日高川町、それから印南町、田辺、ここら辺にも全然連絡が入っておりません、今のところ。政府に対して飛行中止と配備の撤回を求める声を上げていただきたいということでもあります。当然なことだと思います。これも県議会等々と相談しながらやっていきたいと思います。ただ、この日本っていう国は、日米安保条約の中でいろんなことが成り立っていく関係上、沖縄だけに負担をするというわけには今後いけないと思います。やっぱりこれは日本全国でこの沖縄の負担軽減というのをもう少し真剣に考えていかなければならない問題だと思っています。ただオスプレイについては、非常に危険でもあるし、飛行ルートすら事前連絡もいっこともなかったということで、知事も非常に怒りをあらわにしております。そういった意味で県議会等々とも連絡を密にとりながら、反対の運動は続けさせていただきたいと思います。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

増谷議員の御質問の中の生活保護基準額についてお答えします。

生活扶助費が15万2,209円、住宅扶助費が最高限度額として2万9,800円、合計で月額18万2,009円となります。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

一番最後のオスプレイの問題から、ぜひ町長、そういう立場で取り組んでいただきたいと思いますが、こういうオスプレイの飛行とか米軍機というのは、これまでも米軍機については飛んでおまして、特にオレンジルートの日高郡地方はもうしょっちゅう飛んでる状態で、低空飛行で恐ろしいという声をたくさん聞いているんですが、ただこの飛行ルートというのは一応決めてますけども、日本とアメリカとの関係の中では基本的に自由にどこでも飛べるというふうになっていまして、いつ有田周辺へもこのオスプレイも飛んでくるかわからないし、危険な状態になっているということでもありますんで、ぜひしっかりと伝えていただきたいと思います。

それで、まず第1番目の生活保護の問題なんですけども、先ほど町長の答弁で、生活基準額の引き下げの問題について、その理由として物価の動向の問題を答弁されていましたが、この物価の問題については、平成20年と23年の物価を比べてやってみるわけなんですけども、20年と23年を比べたら4%以上は下がっているから、生活保護基準も下げるという話なんですけども、しかしこの平成20年の物価というのは原油高などで物価が飛び抜けて高い年だったんです。それに比べて平成23年は物価が大幅に下落していますから、こういう大きな差のところを取り上げて下がるといえるのはいかにもおかしい話であるのと、それから今、政府はアベノミクスとか

とって物価を2%引き上げて景気を活性化するんだと言ってますけども、物価を2%上げるといふのであれば、逆に生活保護基準を下げる理由の物価が下がっているという根拠をして言うのも、これも矛盾した話であります。しかも直近では、消費者物価指数というのは23年度、24年度は横ばいなんですけど、その中身はパソコンやビデオなどの大幅な下落であります。反対に我々の生活費にかかわる光熱水費は大幅に上昇しているという問題でありますから、この算定基準の根拠になつて物価の問題を取り上げて言うのは全く見当違いな問題であるということ指摘しなければならないと思います。

それで、先ほど部長からも答弁ありましたように、そういう基準額で、例えば10%下がったら1万8,000円ほど基準額が下がるわけですね。そうなったら、先ほど町長が御答弁いただいたように、いろんな制度に影響が出てくるということだと思ふんです。それで、例えば就学援助の場合は、基準は生保の1倍から1.3倍の間で決めていますから、これも影響が出てくる、生活福祉資金も生保の1倍から1.8倍の中での各市町村で決めていますから、これも影響を受けます。それから、最低賃金が下がってきますと、それによっていろんなところに影響が出てくると。住民税の均等割の非課税については、来年度からということでもありますけども、これによって保育料とか影響が出てきますが、例えば国の基準で3歳未満なら、非課税世帯なら9,000円ありますが、これが課税世帯になったら一挙に1万9,500円に保育料が上がりますよね。それから、介護保険についても非課税で、単身世帯の場合は2万幾らのが一挙に課税になると7万円近くの保険料を払わんなん場合も出てくると。こうなったら、本当は大変な事態であるんですけども、こういうことを生活保護に取り組んでいる団体とか弁護士連合会なんか指摘しても、国はきちっと対応するということを明記してないです。だから、あくまでもこの問題はきちっと解決されるかどうか、国もやるとははっきり認めていないので、これは大変なことに今の現状としてなっているわけですから、しっかり国へ働きかけをいただきたいと思ふんですけども、その辺を含めて町長、いかがでしょうか。

それから保育行政についてでありますけど、保育に欠ける子どもさんというのは全員入れてあげてよということだったと思ふんですけども、基本的に保育に欠けるということが要件になっていますよね。これからは人口も減少してきて、子どもさんの数も減ってきて、保育所の入所基準に満たない場合も出てくることも十分予想されます。こういうことはあつてはならないと思ふんですけども、活性化に取り組んでいただきたいと思ふんですけども、そうなってきたら保育に欠けるという条件があるために入所できない子どもさんも出てくると、今後。定員があいてるのに入れない逆の現象も出てくるわけです。そうなったら、この保育に欠けるという基準がまたネックになってくると思ふんです。ですから、町の保育の実施に関する条例の第3条を生かして、何とか町長の判断も含めて入所できるような対応をしてもらえるように考えていただきたい

んです。そういうことを求めたいんですがいかがでしょうか。

一時的には保育に欠けない子どもさんでも保育できる一時保育とか、そういう制度もありますけども、ほんまに一時的なものでありますし、自由契約によって、ちょっと料金は高くなりますけども、市町村によったら4歳、5歳については保育に欠けない場合でも自由契約に基づいて入所できるという制度をやっているところもありますけども、これはちょっと保育料が高くなりますので、うちはやっていないしという問題もありますが、そういうことも含めて対応をとっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。そのことを求めたいと思います。以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えをしたいと思います。

まずオスプレイの問題でありますけれども、これは県議会等々と相談しながら、飛んでこないのはもちろんということでありまして、今回も要望をしまいたいと思います。

それから生活保護のことなんですけれども、これも我が町は非常に少なく、不正受給者も見当たっておりません。その中で、この生活保護と年金の関係とかいろんなこともありますんで、ある程度そういった均衡のあるように見直さざるを得ないん違うかなという考えは、私としては持っております。

それから保育所については、今のところ保育に欠ける子どもについては、全員入所できるように配慮をいたしておりますけれども、そのほかの子どもについてもできるだけ園があてれば入れられるように努力をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

先ほど町長、答弁させていただきましたとおり、なるべく保育に欠ける子どもについては、もう本年は100%入るように努めさせていただいております。ただ求職中の方につきましては何人かいらっしゃるんですが、求職活動中は一時保育をさせていただきますし、また求職がかなってお仕事ができるようになって保育に欠けるというふうになった場合は対応させていただく予定で、ハード・ソフト面も整備を進めておりますので、その点は御要望に基づいてできるようにということをお聞きしております。

先ほど御質問の御希望のある方というふうな方につきましては、なるべく対応するように配慮いたします。学園構想というものがございまして、ゼロ歳から15歳までの子育てを進めていくという子育て推進の町というふうなことを目指していきたいというふうに思っておりますので、町長答弁どおり、できる限り対応させていただきた

いというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中山 進）

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

最後の質問でありますけども、生活保護行政についてであるんですが、不正受給の問題も先ほど言われてましたし、年金との格差の問題も言われていましたけども、不正受給というのは厚生労働省が発表している数字でも0.4%しかなくて、その不正受給の中身もどういうものかということで、事実に基づいた客観的なデータも明らかにしていないんです。もう去年ですか、タレントのああいふ問題を利用して、もう即イコール生活保護世帯全部が悪みたいな報道がされてバッシングを受けてると。そうじゃなくて、そういうのはほんの一部やと。不正受給を絶対許してはならないというのは誰でも一致することでありまして、もっと具体的に不正受給の関与を厚労省なり出して、それで国民全体でそういうものをなくしていく取り組みをしないと、でないと生活保護受給者は肩身の狭い思いでほんまに生活が余計しくくなると思うんです。

この生活保護の利用者というのは、日本の場合、ほんとに少ないんです。国民全体の1.6%、ドイツは19.7%、イギリス19.3%、フランスは15.7%が生活保護を受けてるんです。収入が最低生活未満の人が生活保護を受けている割合は日本では10%から20%であるのに対して、フランスでは92%、ドイツでは65%、イギリスは47%から59%がこういう状況だと。だから、日本のこういう生活保護行政、いかにレベルが劣悪な状況になってるかということも、こういう数字から見てとれるわけです。だからこの点もしっかりしていかないとと思います。

それで、2013年1月25日に毎日新聞に載った記事なんですけども、生活保護見直し影響はということで、反貧困ネットワーク事務局の湯浅さんが書いてるんですが、「生活保護を受けていない年収200万円から300万円の低所得者層に限って負担増を求めるのはと聞いたらどうだろう。やはり7~8割の人がとんでもないと答えるのではないだろうか。必死で働き暮らしを立て子どもを育てている、こんな自分たちからむしり取るのかと。実は2つの問いは聞き方が違うだけで同じだ。」これは生活保護を受けている人に対するバッシングと今の問題とを掛け合わせて言ってるんですが、「年収200万円から300万円の子育て世帯は、子どもの学用品や修学旅行の積立金を町から支払ってもらっている。」中学校では幾ら、小学校ももらっていますが。「生活保護を受けていない141万人の子どもたちが利用している。誰をこの制度の対象にするかは自治体によって異なるが、多くの自治体では、生活保護より10%高い世帯までなどと生活保護を基準に規定を設けている。だから生活保護費が下がれば、今まで就学援助を受けていた人たちの中から、対象から外れる人が出てくる。ある自治体の試算では、その割合は2%から5%となっている。就学援助を受け

ている親たちの中には、生活保護はもらい過ぎと考える人もいるだろう。だが、それが自分の子どもの就学援助の打ち切りにつながるとわかっているのか私は疑問だ。年収幾ら以上の人から住民税を払ってもらい、幾ら以下の人を免除するかどうやって決めるのか、これも生活保護費用を参考に決める。生活保護費が下がれば住民税を免除する基準も下がる可能性が高い。実際、04年は生活保護の引き下げとともに住民税の免除基準も下がった。3,100万人のうち対象者はどのぐらいになるかはわからないが、しかし生活保護の人たちはもらい過ぎと思っている人たちが、自分が住民税を支払うことになる事態を覚悟して言っているのか私は疑問だ。なぜそうなるのか、下がるのは生活保護の人が受け取る金額ではなく、国民生活の最低ライン、私たちの暮らしの最低ラインだからだ。ここを間違えると影響の大きさをはかり損ねる。後の祭りにならないかを心配している。」ということで、こういう連動性とあわせてこういう影響が出ていると言っているわけですが、本当に上辺だけのことで生活保護費の基準を下げていいのかどうか、そしていろんな制度に影響するということもあります。ですから、町長はその辺をしっかりと見据えていただいて、今後対応をとっていただけるように求めたいと思いますが、再度、町長の前に関係部長と町長と両方答弁いただけますか。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

各世帯の実態というものは十分調査していく中で、適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今、部長、答弁したように、いろんなことを勘案しながらやっていきたい。ただ、年金受給者というのは、何十年もかけて700万円ぐらい今まで年金から納めてきて、その額と入れかわるようなことがあったら本当に働く意欲、全くなくなるような現象が起こってくるんじゃないかなど。そこらあたりも深く考えると、そんなんやったら年金よりか、もう働かんと生活保護をもらうほうがいいわというような考えにみんながなれば、これはもう大変なことになると思います。実際言って、今、1人の母親で2人の子どもの生活を見ながらパートで働いて、それでも13万円ぐらいの月給で非常に始末をしながら頑張っている親御さんもたくさんあります。やっぱりそういった人とのつり合いというか、そこらあたりもきちっと精査した上で、国もその制度の見直しを行ってくれるものと思ってます。

○議長（中山 進）

以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

○議長（中山 進）

続いて、2番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

現在有田川町では、金屋地区では鳥屋城校区、石垣校区、そして吉備地区では藤並校区、御霊校区2カ所で学童保育が運営をされています。今はこの有田川町もゼロ歳児から保育所があり、また長時間保育、病後児保育、また保育所の広域扱いなどがあり、私が子育てをしていたころよりは数倍充実をしていると考えます。それも町長や教育長、そしてこれまでの福祉課長や教育委員会の担当の方の考え方が先進的なところを目指しているからだと考えているところです。保育所が充実していく中で、女性は仕事をやめずに続けていくことができます。

ところが、小学校1年の壁と言われるものがあります。これは小学校に入ると、まず4月の初めからしばらく入学までに期間があります。そして、小学校が始まると、しばらくは短時間しか学校へ行かない。その間のお母さん方の仕事をどうするかというような問題があります。それをカバーし、子どもたちが家と同じように安心して帰ってこれる場所が学童保育です。もちろん保護者にとっても安心して子どもを任せられ仕事に集中できる、なくてはならない施設です。子どもたちは、学校が終わると学童で宿題を済ませ、手づくりのおやつを食べ、友達と遊び、充実した放課後を過ごします。私が子育てをするころには、子どもは鍵っ子で1人で家へ帰って、時には友達も遊びに来ていたけれどもゲームをして過ごすことが多かった。そんな寂しい放課後を過ごさせてしまったと思ひ返します。ですから、初めての学童保育をつくりたいという保護者の方と、実現に向けての運動やその後の施設の整備や充実の運動も、自分の子育てにあればよかったのという思いがあり、参加できたことは本当に幸せな体験でした。それぞれの行政の前向きな決断のときには、いつも拍手を送っていました。ですから、昨日の同僚議員の質問の答弁では、子育て支援を限りなく進め、本町の発展を進めていくという町長の答弁は、今後も若い世帯の子育てへの要望には全て応えていくという頼もしい答弁であったと思います。

そこで質問をさせていただきます。3町が合併して7年、清水で子育てをしても、金屋で子育てをしても、吉備で子育てをしても、同様に子育てを応援しなければならぬと考えます。清水でも実際に保育所から小学校に上がるにつれ、今の仕事を続けられなくなるかもしれない、そんな事態も起こってきています。ですから、金屋や吉備のように学童が欲しいという声があります。現在運営をしている学区以外でも、ニーズを調査するためのアンケートをとることを強く要望しますがいかがですか。

そして、2番目にきび会館の図書室について質問をさせていただきます。

きび会館のそもそもについては、昨日、同僚議員からの質問の中で、皆さんもお聞きになったのでおわかりだと思います。そしてまた、合併してから私も含め吉備地区の者にとっては地名に吉備という地名も残っておらず、吉備の名前が残っているのはきびドーム、吉備中学校、吉備どんどん、このきび会館なのではないかと思います。さて、そのきび会館の図書室ですが、年間の貸出冊数、利用者とも他の図書館、図書スペースと同じく減少してきています。私は地域の子どもたちや高齢者が自転車や歩きでゆっくりと本を読みに行ったり、借りに行ったりできる場所にあることはとても素晴らしいことだと思っています。そんな図書室、昨年から閉ったままになっています。なぜそのようなことになっているのか、今後どのようにしていくのかお答えをいただきたいと思っています。

そして、3つ目に保育所の給食について質問をさせていただきます。

先日の委員会の報告で初めて耳にしたのですが、田殿の保育所の給食を民営化することですが、私は発達途中の子どもたちが口にすることは、どこの保育所に通っていても同じように町の栄養士さんがバランスのよいメニューをつくり、できるだけ地元でとれた野菜などを使ってつくることが大切であると考えます。今回、なぜ民営化ということが検討されたのか。安易な民営化はどうかということについて質問をさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、学童保育の質問ございました。私ども、かねてよりこの少子高齢化の中で、しかも今の生活の厳しい現状の中で働く人の支援をやりたいと、子育て支援をやりたいという思いで、実は保育所も休日・早朝・延長保育等々、それと同時に学童保育にも随分と力を入れてまいりました。実際そのかいあって、実際のところ今5カ所やってるんですけども、非常にふえてきております。その中で清水でもということやったんやけど、全然その要望も聞いてなかったんで、それはもう一遍そういう要望があれば、1回こちらで調査をさせていただいて、そういう御要望があれば開設を検討させていただきたいと。1回それは調査は必ず行わせていただいて、本当に要望があるんであれば開設をしたいと思います。

それから、きび会館の図書室については、現在休館中であります。今後は利用者の状況を見て判断をさせていただく予定となっております。また、保育所の給食については、平成18年1月から御霊保育所で民間委託を行っておって、今もう7年が既に経過をしております。この間、いっつも問題もなく、安心・安全な食の提供を行ってきております。給食を受けてくれている会社というのは、もう本当のプロ級のプロで

ありますし、父兄のほうからも何の問題も今のところ起こっておりません。この学校給食も含めて、近隣では有田市、また紀北地方では紀の川市、和歌山市などでも民営化が、学校給食も含めて進んでいるところでもあります。このたび平成25年8月からの予定で、田殿保育所において民間委託をお願いしたいと考えております。今後は受託業者に対して十分管理指導を行い、安心・安全な給食を提供していきたいと思っております。以上です。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。町長答弁の補足とさせていただきます。

学童保育は、放課後の児童施設として働く保護者には必要なものと考えております。今までそういうことで整備を進めてきております。必要とあれば、町としては設置を行っていききたいとそういうように思います。ただし、この応援については、有田川町放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、社会福祉法人もしくは学童クラブ等に委託するものとなっておりますので、委託先の確保が必要となってきます。あらゆる要件がそろえば、直ちに設置したい、そういうように思っております。

きび会館の図書室については、町長答弁どおり、利用者の要望あるいは状況を見て判断させていただきたい、そういうように思います。具体的には、今後1年をめどに休館をして、その間の結果及び状況により判断させていただきたい、そういうように思います。

給食に関する職員については、職員適正化計画の中から町の方針として職員を補充しないということになっており、また非常勤職員を募集しても調理員の確保が非常に難しい現状にあります。そんな中から安全・安心な給食の提供や適切な人数の調理員の確保などにおいても、民間委託でも十分に実績があり問題はないと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中山 進）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

学童保育については、調査をしてくれるということですが、保育所の保護者だけでなく、今小学校に通っている保護者にもぜひしていただきたいなというふうに思っています。現在は保護者が実施の主体となっています。子どもの人数の少ないところでは、保護者任せにできないというところが問題になるかと思えます。施設や利用料の面が出てくるのではと考えられます。前の議会でも質問をいたしました。町が責任を持って運営をしていくことが私は一番保護者も求めていることではないかというふうに思っています。子育て支援を限りなく進めていくということになるのではないかと

などというふうに思っています。

そして、きび会館の図書室についてですが、町の計画で人数を減らしていかなければならないということですが、今答弁をいただきましたが、町長も教育長も答弁されましたが、状況を見て判断をしていくというふうに言われましたが、現在閉まっている中でどないやって状況を判断していくのかなというふうに思います。状況としては、この間少し前に資料をいただきましたが、この2009年から2012年までの貸出冊数と利用者数というので、きび会館は日曜日も休みでしたし、ほかのところは日曜日は休みじゃなかったと思います。その中で、金屋も数はもうここでは言いませんけれども、どことも2011年から2012年には減ってるんです。交流センターも盛況というふうに思いますけれども、これもまた利用者数、貸出冊数とも減っています。そんな中で、やはり先ほども言いましたように、地元の子どもたちが学校から帰ってきたら行ける、そして近所の車に乗ったりできないようなお年寄りも行けるというふうな図書館があるのがいいんじゃないかなというふうに思います。ここでこんなことを言っても、限りなく子育て支援を進めてくれている町長には本当に申しわけないんですけれども、随分前の町長の公約になりますが、町長はさまざまな選挙公約を実現してきて素晴らしいと思います。本当に子育て支援に力を入れ、他町よりも先に行く姿勢は、それは本当に素晴らしいと思っていますが、きび会館の敷地内に以前、図書室を建てるというふうなことも公約をされていまして、そのときは地元の人たちも、滋賀県の栗東など、今のアレックのような図書館を目指してそれを視察に行ったこともあります。そんなことはもう過ぎたことですので別としましても、ぜひきび会館の図書室を閉めるというようなことはしないでいただきたいなというふうに思っています。

来年度も図書館費に5,732万2,000円というふうな大きなお金も使われていますが、そして図書費に、本を買うお金にも1,200万円というふうなお金も出されています。町が発展していくためには、やはりそういう図書館を充実したりとか、そういうところの充実は本当に素晴らしいことだと思います。教育が充実していくのにはとてもお金がかかると思います。その投資が花開くのに年数がかかると思います。物だけでなく人というのも本当に大切なものだと思います。そしてその恩恵、町民みんなのものではなくてはならないかというふうに思います。

ここで皆さんにも知っていただきたいのが、図書館の地区別登録者数というのがあります。本を借りたいというふうにカードの登録があると思います。これが1万3,000人ほどあるんですけれども、金屋地区が2,300人、吉備が5,158人、清水が769人、有田市が2,626人、広川511人、湯浅1,331人、花園3人、その他在勤などで143人と、町内が8,227人で、町外が4,600人と3分の1以上の方が町外を占めています。これは有田川町のそういう図書館施設が充実していて、他町にはないこともあって、皆さんが利用したい施設であるというふうに

思ってくれているあかしだというふうにも思っていますがいかがでしょうか。

それから、保育所の給食に、先ほど問題ない、安心・安全だというふうに、保護者から何もないというふうに言われましたけれども、私はやっぱりもう決まったというふうな形で今答弁をされていたことに心配をします。調理師さんの資格を持っている人が見当たらないとの理由なども述べられていたと思いますけれども、ちゃんと募集もされていたのか、そしてまた保護者や先生方にも知らせているのかなどもお聞きしたいなと思います。合併して人数を減らしていかなくてはならないという中で、一番大切にしなければならないところの保育士さんや調理師さん、まず民営化や正規職員としないというのは、子育ては大事だと言いながら相反する行為であるとは私に思っていますがいかがでしょうか。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えをしたいと思います。

清水の学童保育については、一遍調べさせていただいて、またそういう御要望があれば御父兄の方々とも相談をしながら、いい方法で解決をやっていきたいなと思っています。

それから、きび会館の図書館でありますけれども、1年間休館して判断をさせていただくと同時に、僕、図書の購入費用もたくさんかけてますし、アレック、実は電子図書ということで自宅でも簡単に、今4,000冊ぐらい、自宅のパソコンから借りられるようなシステムをとっていますし、これをもう少し広めていけば自由に読んでいただけるん違うかなと思いをしています。電子図書については、さらにこれから冊数をふやせるように充実できるように努力をしていきたいなと思います。

それから、給食の件でありますけれども、これはちょっと担当のほうで、父兄さんに知らせてあるのかということを含めて担当から答弁させます。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、清水学童の話、今町長答えさせていただきましたとおりでございます。町とすれば安心の子育てということと、子育て支援ということで、どんな場所でも支援ができるようにというのはこちらのコンセプトでございます。という中で、あと学童保育のする場所であるとか、またその通所方法とか、指導員の確保等々も行っていかなければならないというふうなことで、これも私ども研究させていただく中で、どういうふうにすれば適正であるかということも、アンケート調査と並行しながら考えていきたいというふうに考えております。

きび会館でございますけれども、先ほど御指摘のとおり、閉まっている中で利用状況はどうかというふうな話なんですけれども、私ども、移動図書館というのがございます。BMと呼ばれる2,000冊入る移動図書館がございますので、一番利用の多い土曜日、きび会館実績では土曜日が利用が一番多いので、そういうふうなものを配備したりしながら、需要のほうを研究させていただくというふうなことも対応させていただきまして、この移動図書館につきましては、やはり交通の不便なところであるとか、各学校とか回らせていただく中で図書の利用促進を図っていきたいというふうにも考えております。

先ほど来町長申し上げました電子図書につきましては、子どもの図鑑であるとか、子ども用のものが大変多うございます。ここも有効利用を図っていくように指導というか、使い方の教えるような場もつくっておりますので、そういうふうな対応も行っていきたいというふうに思っております。町外利用者につきましては、やはり町外の方が私どもの町に来てくれることによっての経済波及効果もございます。そういうふうな面では悪くはないし、町のPRにもなっているのかなというふうにも思っております。

給食のほうにつきましてなんですけれども、給食調理員の方につきましては、予算が通らないと、これは確実にできるというふうなことでもございませんので、ただ事前にはこういうふうな予定であるよという旨は伝えております。そんな中で対象業者、募集業者につきましても、厳正しながら安心・安全な業者さんを選定していきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中山 進）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

最後に、きび会館につきましても、ぜひ地元の皆さんにも説明もしていただいて、もちろん十分に住民の要望はいろいろなところで聞いてくださっているとは思いますが、先に町の中で方針を決めるということも通例のことではあるとは思いますが、デリケートな問題もあると思っておりますので、そのところをよろしく願いします。

それから、給食調理員さんのことにつきましては、部としてその町の方針はあると思っておりますけれども、やっぱりその部では先にそういう人員削減を率先していくのではなくて、ここのところはどう踏ん張ってもとっていくというふうな部長の姿勢があってもいいのではないかなというふうに思ったりもしますが、これは私の考えですけれどもそんなふうには思いません。何分皆さんも私なんかよりは一番よく子どもたちのことは考えてくださっていると思っておりますけれども、ちょっと母親過ぎておばあちゃんになってますけれども、そういう立場から要望をしまして質問を終わります。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

—— 以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。休憩中に、議会運営委員会並びに全員協議会を開催します。

~~~~~

休憩 10時40分

再開 11時35分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

お諮りします。

ここで議案第45号、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約について及び議案第46号、平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負変更契約についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

議案第45号、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約について及び議案第46号、平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負変更契約についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 議案第45号……………

○議長（中山 進）

追加日程第1、議案第45号、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約についてを議題とします。

○議長（中山 進）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………追加日程第2 議案第46号……………

○議長（中山 進）

追加日程第2、議案第46号、平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負変更契約についてを議題とします。

○議長（中山 進）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

なお、次回の本会議は3月21日木曜日、午前9時30分より開議します。

~~~~~

散会 11時39分